

「大型展示会等活用事業（FOODEX JAPAN 2020）」委託に関する業務仕様書

1 事業目的

本仕様書は、福島県貿易促進協議会（以下、「甲」という。）が委託先事業者（以下、「乙」という。）に委託する「大型展示会等活用事業（FOODEX JAPAN 2020）」に係る業務を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものであり、乙は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

2 委託業務期間

委託契約締結の日から令和2年3月19日(木)までの期間

3 委託業務内容

(1) ブースの設営に関すること

ア ブースの装飾デザイン、設営、施工、撤去

- ・ブースの規模は20小間（2.7m×2.7m×20=145.8 m²）とし、目立つサインの構築など、来場者に対する訴求力の高い一体的な装飾を行うこと。
- ・ブース内の設営については、商品展示スペース、キッチン(共用)、ストックヤード（共用）、商談スペース（共用）、冷蔵庫（共用）等を含むものとする。
- ・出展事業者の商品展示スペースは、1社当たり最低横幅90～100cm程度、奥行80cm～90cm程度確保すること。
- ・共用キッチンには、作業台、二槽シンク、手洗い器を設置し、十分なスペースを確保すること。
- ・ストックヤードには、施錠可能なドアを設置すること。
- ・食品関連法令等を遵守し、必要な手続きを行うこと。
- ・その他、事業者が必要な備品を用意すること。

イ 電気・水道の設置工事及び使用料の支払い

ウ 備品・消耗品等の調達及び支払い

(2) ブースの運営に関すること

ア ブース全体の企画・運営全般

- ・効果的なブースへの集客及びPRについて企画提案すること。
- ・展示会の搬入・施工日及び開催期間中、関係者対応及び連絡調整を行うこと。
- ・開催期間中は人員を配置し、適切なブース管理を行うこと。
- ・開催期間中にスタッフ及び出展事業者が使用する運営マニュアルを作成すること。

イ PRスタッフの配置

- ・開催期間中は、企画催事などのPRを行うスタッフを配置すること。

(4) 配布するカタログ等に関すること

ア ガイドブックの原稿作成

- ・展示会主催者が作成するガイドブックに掲載するための原稿を作成すること。

イ 商品カタログの作成

- ・全出展事業者の商品の特徴及び事業者情報について掲載したカラーカタログを作成し、来場者に無料で配布すること。

ウ PRグッズの提案、作成、配布

- ・ブースのイメージに沿ったPRグッズ（例：トートバッグ、クリアケースなど）を提案・作成し、商品カタログとともに来場者に無料で配布すること。
- ・来場者へのアンケート実施・集計を行い、来場アンケート回答者に無料で配布するためのノベルティを提案・作成すること。

(5) その他

上記取組の他に、出展に伴う必要な業務を行うこと。

※留意事項

- ・業務の一部を第三者へ再委託する場合、再委託先、金額、業務体制などを甲に申告し、了解を得ること。なお、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。
- ・本紙に記載のない事項について、業務が発生した際には、甲と協議すること。
- ・個人情報の取り扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。
- ・本事業により作成した著作権は、すべて甲に帰属することとし、一切のデータ等を甲に納品すること。

4 成果品

- (1) 実績報告書（正副本 1部ずつ）
- (2) その他、実績報告するのに必要なデータ

5 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ・着手届
- ・統括責任者通知書
- ・実施工程表
- ・業務実施体制図
- ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・完了届
- ・収支決算書
- ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

6 総括責任者

乙は、本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

7 事業実施に当たっての打合せ

乙は、本業務の期間において、甲との間で随時打合せを行うものとする。また、甲は本業務の実施のために必要な協力をする。

8 その他

本業務内容に定めのない事項及び本業務内容に定める内容について疑義が生じたときは、両者が協議のうえ、定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。